

産業廃棄物の搬入について

原則、産業廃棄物の受け入れをしないこととしていますが、排出事業者が処理施設へ自ら搬入する場合で、内容を事前に審査し、搬入制限量以内のものに限り受け入れます。

1. 令和8年度の搬入制限量

①クリーンセンター可燃ごみ処理施設

1日あたり350kgまで

1月あたり700kgまで

②一般廃棄物最終処分場

1月あたり1.5トンまで

年間12トンまで

※産業廃棄物搬入量削減のため、処理状況に応じて毎年見直しを行います。継続して産業廃棄物を排出される事業者は、民間処理施設への切り替えの検討をお願いします。

2. 搬入基準

- 市内で発生した産業廃棄物であること。
- 有害性、危険性若しくは引火性のある物又は著しく悪臭を発する物を除去してあること。
- 特別管理産業廃棄物に指定されている物でないこと。
- 一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障を生ずるおそれがあるものでないこと。
- 処理施設で処理することが困難な形状、量、寸法でないこと。

※市が処理する一般廃棄物と同等の品目、形状であるものは、受入可能ですが、詳細な受入可能品目については、申請内容に応じ個別に判断することとします。

3. 搬入手続等について

①産業廃棄物搬入許可申請

産業廃棄物を搬入するには、事前に申請し許可を受けることが必要です。許可証交付まで通常1~2週間程度かかります。

(許可証交付予定日は、申請時に確認してください。)

産業廃棄物の発生工程や種類など詳細について記載が必要です。

○添付書類

- 搬入車両を運転する者の運転免許証の写し
- 搬入車両の自動車車検証の写し
- 発生場所の位置図（工事で発生する場合など、発生場所が異なる場合は、発生場所ごとに申請が必要です。）
- 建築工事その他の工事により発生したものである場合は、請負契約書の写しなど発注者及び工事内容が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類
例）リサイクルできない理由書（建設リサイクル法や食品リサイクル法など再資源化の義務付けがある場合）等

②搬入方法

○クリーンセンター可燃ごみ処理施設

- 搬入するたびごとに、事前に交付した許可証を受付棟に提出し、職員の確認を受ける必要があります。

○一般廃棄物最終処分場

- 搬入するたびごとに、事前に交付した許可証を計量棟に提出し、職員の確認を受ける必要があります。

可燃ごみ処理施設の搬入車両の制限について

◎自動排出装置付（ダンプ式等）の車両

最大積載重量 4 トン以下、車両寸法 7 メートル以下

荷台上昇時車高 4.8 メートル以下

※直接ピットに投入できます。

◎自動排出装置を有しない車両

最大積載重量 2 トン以下、車両寸法 5 メートル以下

※手降ろし指定場所（ダンピングボックス）への搬入限定になります。

（搬入時の事故を防止するため、直接ピット投入を不可とします。）

※原則として搬入要員を 2 名以上とします。（搬入時の渋滞を解消するため）

※搬入状況に応じて搬入を制限する場合があります。（搬入時間制限の実施等）